

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する規則

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例（令和2年条例第3号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(戒告の手続)

第2条 戒告の書面には、その責任を確認させ、その将来を戒める旨の記載がなされていなければならない。

(書面の交付)

第3条 条例第3条に規定する書面の交付は、会計年度任用職員に直接行わなければならない。ただし、直接交付することができない場合は、内容証明郵便等確実な方法により送達しなければならない。

2 前項の書面の交付又は送達は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を長野県地方税滞納整理機構公告式条例（平成23年1月4日長野県地方税滞納整理機構条例第2号）の規定の例により告示することによってこれに替えることができるものとし、その告示の日から2週間を経過したときに書面の交付があつたものとみなす。

(懲戒処分の報告)

第4条 任命権者は、懲戒処分を行つたときは、処分説明書の写を添えて公平委員会に報告するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるものの外、この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。